

緑の風 FAX版



JR 東労組ホームページ

NO. 41 2020年1月15日 JR東労組

**東京地本が指令29号の回答を示すものの
指令の趣旨と異なることから
履行したとならないことを確認!**

指令29号 「東京地方本部の組合員4名が個人訴訟を行った件(2019.12.26)に関する東京地方本部への組織指導について」

1. 東地申第1号「JR東労組東京地本第36回定期大会発言及び支部大会発言」に基づく申し入れ交渉の議事録を書面で提出すること
2. 個人訴訟を行った東京地方本部組合員4名の氏名及び訴状を書面で提出すること
3. 1~2の提出先は、中央本部・組織研修部宛とし、提出期限は、2020年1月15日(水)12時00分までとする

提出されませんでした!

提出されませんでした!

東京地本から期限までにFAXで回答がありましたが、指令の1項「東地申第1号の議事録」及び、2項「氏名と訴状」について書面の提出はありませんでした。

規約第34条に則り、中央執行委員会は指令を発出しています。その指令を履行しないということは、規約違反に値します。

東京地方本部の独善的な組織運営で、組合民主主義を否定する行為は断じて許されません。

規約第34条

中央執行委員会は中央本部役員(会計監査委員を除く)で構成し、大会または中央委員会の決議を執行するほか、次のことを取り扱い、その処理について大会及び中央委員会に責任を負う。

(2) 大会または中央委員会の決議の範囲内で組合員に指令すること。

組織を混乱させる行為はやめてください!